

## 別府市国民保護協議会運営要領

### (目的)

第1条 この要領は、別府市国民保護協議会条例（平成18年別府市条例第2号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、別府市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員の代理出席)

第2条 委員がやむを得ない事情により協議会の会議（以下「会議」という。）に出席できないときは、その委員が委任する代理者を出席させることができる。

### (会議の公開)

第3条 会議は、原則として公開とする。ただし、次に掲げる場合は、会議を公開しないことができる。

(1) 別府市情報公開条例（平成15年別府市条例第24号）第7条各号に掲げる情報に該当する事項について審議等行うとき。

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと明らかに予想される時。

2 会長は、前項ただし書きにより公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

### (会議の公開の方法)

第4条 会議の公開は、次に定める方法により行うものとする。

(1) 会議の傍聴を希望する者に、会長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

(2) 会長は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、傍聴の受付を先着順に行うものとする。

(3) 会長は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

### (会議録の作成)

第5条 協議会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席委員の氏名

- (3) 会議に付した案件
- (4) 会議の経過
- (5) 議決事項
- (6) その他参考事項

2 会議録には、会長及び会長の指名する委員が署名押印しなければならない。

(会議結果及び会議資料の公開)

第6条 会長は、公開した会議の資料及び結果について、別府市情報公開室で閲覧に供するとともに、市のホームページに掲載するものとする。

2 会長は、会議を非公開とした場合であっても別府市情報公開条例第7条各号に掲げる情報に該当する事項を除き、当該会議に係る会議録の概要を公開するように努めるものとする。

(幹事会)

第7条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、条例第5条第2項の規定によりに市長が任命した幹事で構成する。

3 幹事会に幹事長を置き、市の協議会担当課長をもって充てる。

4 幹事会は、幹事長が必要に応じ招集し、その議長となる。

5 幹事長は、必要に応じ幹事会に部会を置くことができる。この場合において、幹事長が必要と認めるときは、部会に幹事以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会の所掌事務)

第8条 幹事会は、協議会で審議する事項及び関連する事項についての調査、研究及び調整に関する事務を処理する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市の協議会担当課において行う。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年5月31日から施行する。